

令和4年9月岡崎市議会定例会 提出議案概要

提出件数

- 1 議案 41件
- 2 報告事項 11件

区分	承認	認定	その他	条例	予算	同意	諮問	計
議案	-	4	7	15	12	3	-	41
(当初発送)	-	(4)	(7)	(15)	(12)	-	-	(38)
(追加提出) (最終日提出分)	-	-	-	-	-	(3)	-	(3)
報告事項	-							11
(当初発送)	-							(9)
(2次発送) (開会日提出分)	-							(2)

招集告示日及び議案発送日

- 1 招集告示日 令和4年8月23日(火)
- 2 議案発送日
 - (1) 当初発送 令和4年8月23日(火)
 - (2) 2次発送 定例会開会日(令和4年8月31日(水)) 予定
 - (3) 追加提出 定例会最終日(令和4年9月30日(金)) 予定

認定（4件） 8月23日発送

件名	概要
令和3年度岡崎市一般・特別会計の決算の認定について 認定第1号 （財政課）	地方自治法第233条第3項の規定による認定 一般会計 阿知和地区工業団地造成事業特別会計始め12会計
令和3年度岡崎市病院事業会計の決算の認定について 認定第2号 （市民病院総務課）	地方公営企業法第30条第4項の規定による認定
令和3年度岡崎市水道事業会計の利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について 認定第3号 （上下水道局経営管理課）	地方公営企業法第32条第2項及び同条第3項の規定による利益及び資本剰余金の処分並びに同法第30条第4項の規定による認定
令和3年度岡崎市下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について 認定第4号 （上下水道局経営管理課）	地方公営企業法第32条第2項の規定による利益の処分及び同法第30条第4項の規定による認定

その他（7件） 8月23日発送

件名	概要	要												
<p>損害賠償の額を定めることについて</p> <p>第70号議案 (資産税課)</p>	<p>日時 令和4年7月4日午後4時20分頃</p> <p>場所 岡崎市大平町字沢添地内の相手方敷地</p> <p>内容 固定資産税に係る家屋調査を終えた職員が道路に出るために公用自動車を後進した際、車両右前部が相手方所有のカーポートの柱に接触し、当該柱を損傷する損害を与えた。</p> <p>金額 574,420円(過失割合 市100%)</p>													
<p>財産の譲与について</p> <p>第71号議案 (保育課)</p>	<p>建物、工作物及び物品を譲与するもの</p> <p>岡崎市六ツ美北保育園 岡崎市土井町字柳ヶ坪8番地 建物 鉄筋コンクリート造2階建て始め2棟 1,210.57㎡ 工作物及び物品 一式 相手方 社会福祉法人むつみ会</p>													
<p>工事請負の契約の変更について</p> <p>第72号議案 (市街地整備課)</p>	<p>岡崎駅東土地区画整理事業都市計画道路柱町線道路築造工事(柱一丁目地内)の契約(令和3年9月30日議決)を次のように変更するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>契約金額</th> <th>完成期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>742,500,000円</td> <td>令和5年7月31日</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>773,736,700円</td> <td>令和5年9月29日</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>31,236,700円増額</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	契約金額	完成期限	変更前	742,500,000円	令和5年7月31日	変更後	773,736,700円	令和5年9月29日	増減	31,236,700円増額	-	
区分	契約金額	完成期限												
変更前	742,500,000円	令和5年7月31日												
変更後	773,736,700円	令和5年9月29日												
増減	31,236,700円増額	-												
<p>工事請負の契約の変更について</p> <p>第73号議案 (市街地整備課)</p>	<p>岡崎駅東土地区画整理事業都市計画道路柱町線道路築造工事(柱町地内)の契約(令和3年12月17日議決)を次のように変更するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>316,800,000円</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>333,224,100円</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>16,424,100円増額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	契約金額	変更前	316,800,000円	変更後	333,224,100円	増減	16,424,100円増額					
区分	契約金額													
変更前	316,800,000円													
変更後	333,224,100円													
増減	16,424,100円増額													
<p>土地区画整理に伴う町及び字の区域の設定並びに字の区域の変更について</p> <p>第74号議案 (市街地整備課)</p>	<p>西三河都市計画事業岡崎駅東土地区画整理事業に係る土地区画整理によるもの</p> <p>町の区域の設定 <small>おかざきえきまえいっちょうめ</small> 岡崎駅前一丁目 <small>おかざきえきまえにちょうめ</small> 岡崎駅前三丁目 <small>おかざきえきまえさんちょうめ</small> 柱東一丁目 <small>はしらひがしいっちょうめ</small> 柱東二丁目 <small>はしらひがしにちょうめ</small> 羽根一丁目 <small>はねいっちょうめ</small> 羽根二丁目 <small>はねさんちょうめ</small> 羽根三丁目 <small>はねよんちょうめ</small> 羽根四丁目</p> <p>字の区域の設定 羽根北町6丁目</p> <p>字の区域の変更 戸崎町字沢田</p>													
<p>損害賠償の額を定めることについて</p> <p>第75号議案 (上下水道部総務課)</p>	<p>日時 令和4年1月19日午前6時30分頃</p> <p>場所 岡崎市六名二丁目9番3地先の市道上六名二丁目1号線</p> <p>内容 歩行中の相手方が水道管の漏水に起因する路面の凍結により転倒し、当該相手方の頭部を負傷する損害を与えた。</p> <p>金額 724,772円(過失割合 市100%)</p>													

件名	概要
工事請負の契約について 第76号議案 (教委施設課)	岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修建築工事の契約を行うもの 1 南棟大規模改修 鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ2,240.44㎡ 2 渡り廊下・玄関棟増築 鉄骨造 2階建て 延べ195.31㎡ 3 エレベーター棟増築 鉄骨造 4階建て 延べ46.88㎡ 一般競争入札 499,400,000円 完成期限 令和6年2月16日 相手方 小原建設株式会社

条例（15件）8月23日発送

件名	概要																								
<p>岡崎市手数料条例の一部改正について</p> <p>第77号議案 (財政課)</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、新たに処理することとなる事務に係る手数料の額を定め、及び繊維試験業務を廃止することに伴い、当該業務に係る手数料を削る等するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長期優良住宅の認定事務に係る手数料について、申請建築物が建築行為を伴わない既存のものである場合の手数料の額を定める。 2 繊維に関する試験又は分析事務に係る手数料を削る。 <p>令和4年10月1日から施行。ただし、2は、令和5年4月1日から施行</p>																								
<p>岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について</p> <p>第78号議案 (人事課)</p>	<p>市長、副市長、教育長、水道事業及び下水道事業管理者及び常勤の監査委員の令和4年10月1日から令和5年3月31日までの給料の支給について所要の調整をするもの</p> <table border="1" data-bbox="571 869 1362 1144"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減額後</th> <th>減額前</th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>1,004,400円</td> <td>1,116,000円</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>862,040円</td> <td>937,000円</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>704,900円</td> <td>742,000円</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>水道事業及び 下水道事業管理者</td> <td>704,900円</td> <td>742,000円</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td>622,250円</td> <td>655,000円</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年10月1日から施行</p>	区分	減額後	減額前	減額率	市長	1,004,400円	1,116,000円	10%	副市長	862,040円	937,000円	8%	教育長	704,900円	742,000円	5%	水道事業及び 下水道事業管理者	704,900円	742,000円	5%	常勤の監査委員	622,250円	655,000円	5%
区分	減額後	減額前	減額率																						
市長	1,004,400円	1,116,000円	10%																						
副市長	862,040円	937,000円	8%																						
教育長	704,900円	742,000円	5%																						
水道事業及び 下水道事業管理者	704,900円	742,000円	5%																						
常勤の監査委員	622,250円	655,000円	5%																						
<p>地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について</p> <p>第79号議案 (人事課)</p>	<p>地方公務員法の一部改正に伴い、関係する条例の規定を整備するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 勤務時間、週休日及び年次休暇に関する規定のうち、再任用短時間勤務職員に適用していたものを定年前再任用短時間勤務職員に適用するものに改める。 2 降給の種類に、地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給及び岡崎市職員の給与に関する条例附則第9項の規定による降給を加える。 3 減給処分の発令後に給料月額が減額された場合の取扱いを設ける。 4 育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により異動期間が延長された管理監督職を占める者を加える。 5 公益的法人等へ派遣等することができない職員に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により異動期間が延長された管理監督職を占める者を加える。 <p>令和5年4月1日から施行</p>																								

件名	概要
<p>岡崎市職員の給与に関する条例の一部改正について</p> <p>第80号議案 (人事課)</p>	<p>地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を定めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の職務の級並びに号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切り上げる。)とする。 2 管理監督職勤務上限年齢により他の職への降任等をした職員の給料月額は、降任等の前の給料月額の100分の70を乗じて得た額(50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切り上げる。)とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定める。 <p>令和5年4月1日から施行</p>
<p>岡崎市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について</p> <p>第81号議案 (人事課)</p>	<p>地方公務員法及び岡崎市職員の定年等に関する条例の一部改正により定年が引き上げられること等に伴い、退職手当に係る規定を整備するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者については、退職事由を定年退職として退職手当を支給する。 2 当分の間、60歳に達した日以後の最初の4月1日から7割水準の給料月額となる場合も、管理監督職勤務上限年齢による降任等により給料月額が減額される場合も、ピーク時特例を適用する。 3 当分の間、応募認定早期退職等による定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例については、原則として60歳と退職年齢との差の年数に応じた給料月額の割増率とするとともに、当該割増率も原則維持する。 <p>一部を除き、令和5年4月1日から施行</p>

件名	概要
<p>岡崎市職員の定年等に関する条例の一部改正について</p> <p>第82号議案 (人事課)</p>	<p>地方公務員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の定年を、年齢65年(現行:60年)とする。 2 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職について定める。 3 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。 4 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例について定める。 5 年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする。 6 令和5年度から令和12年度までの間における定年について、経過措置を定める。 7 職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めることを定める。 8 改正法附則第4条及び第6条の規定に基づく再任用について、必要な事項を定める。 <p>令和5年4月1日から施行</p>
<p>岡崎市職員の育児休業等に関する条例及び岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について</p> <p>第83号議案 (人事課)</p>	<p>国家公務員及び民間労働者との均衡を図るため、職員の育児と仕事の両立支援に関する所要の規定を整備するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岡崎市職員の育児休業等に関する条例の改正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の育児休業の取得要件を緩和する。 (2) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業について、夫婦交代での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備する。 (3) 育児休業の取得回数制限の緩和等に伴い、再度の育児休業の取得に係る特別な事情に関する規定を整備する。 2 岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正 <p>育児参加のための休暇について、その対象期間を子が1歳に達する日まで(現行:産後8週間を経過する日まで)に拡大する。</p> <p>令和4年10月1日から施行</p>

件名	概要				
<p>岡崎市児童育成センター条例の一部改正について</p> <p>第84号議案 (こども育成課)</p>	<p>新設する児童育成センターの名称及び位置を次のとおり定めるもの</p> <table border="1" data-bbox="576 383 1374 501"> <thead> <tr> <th data-bbox="576 383 948 421">名称</th> <th data-bbox="948 383 1374 421">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="576 421 948 501">岡崎市第2緑丘児童育成センター</td> <td data-bbox="948 421 1374 501">岡崎市美合町字沢渡12番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和5年4月1日から施行</p>	名称	位置	岡崎市第2緑丘児童育成センター	岡崎市美合町字沢渡12番地
名称	位置				
岡崎市第2緑丘児童育成センター	岡崎市美合町字沢渡12番地				
<p>岡崎市保育所条例及び岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について</p> <p>第85号議案 (保育課)</p>	<p>岡崎市六ツ美北保育園の民間移管を行うため、同園を廃止するとともに、移管後も安定した保育所運営を図ることができるよう、移管先法人へ職員を派遣するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岡崎市保育所条例の改正 公立保育所である岡崎市六ツ美北保育園を廃止する。 2 岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の改正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市職員を派遣することができる公益的法人に、社会福祉法人むつみ会を加える。 (2) 保育所の民間移管に係る職員の派遣については、市から派遣職員に退職手当を除く全ての給与を直接支給できるようにする。 <p>令和5年4月1日から施行</p>				
<p>岡崎市生活環境の美化の推進に関する条例の一部改正について</p> <p>第86号議案 (環境保全課)</p>	<p>たばこ又は容器入りの飲食料の販売者に課されている空き容器的回収箱等の設置義務を見直すもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 たばこや容器入り飲食料の販売者に対し課されている、吸い殻入れや空き容器的回収箱の設置義務をなくし、これらのごみを散乱させないための手段を各販売者の裁量に委ねることとする。 2 規則で定める場合(事務所、工場など関係者以外立入りできない場所や、不特定多数の者が利用するものの、その建物に立ち入らなければ利用できない店舗、病院など、常時、清潔を保持し得る一定の管理下にある自動販売機を想定)を除き、周囲の清潔を保つことができない場所や状況にある自動販売機については、従来どおり、当該自動販売機の周囲に吸い殻入れや空き容器的回収箱を設置しなければならないこととする。 <p>令和4年10月1日から施行</p>				

件名	概要
<p>岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について</p> <p>第87号議案 (ごみ対策課)</p>	<p>一般廃棄物処理手数料等について見直しを図り、処理手数料等の額を改定するもの</p> <p>1 一般廃棄物処理手数料について、次のとおり改定する。</p> <p>(1) 家庭系廃棄物</p> <p>ア 多量廃棄物又は粗大ごみをごみ焼却施設や、廃棄物再生利用施設及び埋立施設へ直接搬入して処分する場合 10キログラムにつき200円(現行:70円)</p> <p>イ 粗大ごみの収集及び運搬をする場合 規則で定める品目の区分に応じ、1個につき、900円、1,200円、1,500円、1,800円又は2,400円(現行:300円、600円、900円、1,200円又は2,400円)</p> <p>(2) 事業系廃棄物</p> <p>一般廃棄物をごみ焼却施設、廃棄物再生利用施設及び埋立施設により処分する場合 10キログラムにつき200円(現行:100円)</p> <p>(3) し尿</p> <p>収集及び運搬する場合 36リットルにつき500円(現行:350円)</p> <p>2 産業廃棄物処理施設使用料については、ごみ焼却施設により処分する場合の使用料を10キログラムにつき300円(現行:140円)と改定する。</p> <p>令和5年10月1日から施行</p>
<p>岡崎市市産材調達管理基金条例の制定について</p> <p>第88号議案 (森林課)</p>	<p>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、より一層、公共建築物等における木材利用を促進するため、岡崎市産材の利用を円滑かつ効率的に行うための基金を設置するもの</p> <p>1 岡崎市産材の調達に必要な原資を確保するために、歳計現金から独立した定額運用型の基金を新たに設置する。</p> <p>2 基金の額は2,000万円とする。</p> <p>令和4年10月1日から施行</p>

件名	概要
<p>岡崎市都市公園条例の一部改正について</p> <p>第89号議案 (公園緑地課)</p>	<p>受益者負担の適正化を図る等のため、岡崎城及び三河武士のやかた家康館の使用料の額を改定等するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岡崎城の一般料金「大人(中学生以上)」を300円(現行:200円)とし、「こども(5歳以上)」を150円(現行:100円)とし、団体料金の適用を「20人以上」のみ(現行「100人未満(30人以上)100人以上」の2区分)とする。 2 三河武士のやかた家康館を大河ドラマ館として利用する間、有料公園施設から除外する。これに伴い、三河武士のやかた家康館の使用料に係る規定を削除する。 3 令和6年3月から三河武士のやかた家康館を再び有料公園施設とするとともに、改定した使用料の額を定める。併せて、岡崎城と三河武士のやかた家康館を共に利用したときの使用料の額を定める。なお、三河武士のやかた家康館の一般料金「大人(中学生以上)」は400円(現行:360円)とし、団体料金の適用範囲は1の岡崎城と同様とする。 <p>1・2は令和5年1月1日から施行 3は令和6年3月1日から施行</p>
<p>岡崎市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について</p> <p>第90号議案 (住宅計画課)</p>	<p>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正により、特定公共賃貸住宅の入居者資格について、親族と同居する者に加え、里親制度における里子及び親族に準ずる者と同居する者も入居することができることとされたことに伴い、入居者資格を見直すもの</p> <p>入居者の資格について、次に掲げる者と同居する者についても、入居することができることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法に基づき里親に委託されている児童、いわゆる里子 (2) 市長が親族に準ずる者と定める者(岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例に規定するパートナーシップ・ファミリーシップにある者を想定) <p>令和4年10月1日から施行</p>
<p>岡崎市少年愛護センター条例の廃止について</p> <p>第91号議案 (社会教育課)</p>	<p>岡崎少年愛護センターを廃止するもの</p> <p>岡崎少年愛護センターの機能を子ども・若者総合相談センターに移管するため、岡崎少年愛護センターを廃止する。</p> <p>令和4年10月1日から施行</p>

予算（12件） 8月23日発送

件	名
第92号議案 （財政課）	令和4年度岡崎市一般会計補正予算（第7号）

（補正予算概要）

（単位：千円）

会計別	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	132,485,804	138,354	132,624,158
特別会計	68,694,521	0	68,694,521
企業会計	56,806,932	0	56,806,932
計	257,987,257	138,354	258,125,611

（一般会計）

歳入歳出予算款別補正額

（単位：千円）

款	歳入補正額	款	歳出補正額
16 国庫支出金	31,284	2 総務費	31,284
17 県支出金	169,638	4 衛生費	107,070
歳入合計	138,354	歳出合計	138,354

（単位：千円）

区分	経費の概要	
総務費	財政調整基金積立金	31,284
衛生費	新型コロナウイルス感染症受診相談委託料	107,070

件 名	
第93号議案 (財政課)	令和4年度岡崎市一般会計補正予算(第8号)
第94号議案 (地域創生課)	令和4年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)
第95号議案 (上下水道局経営管理課)	令和4年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
第96号議案 (国保年金課)	令和4年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
第97号議案 (医療助成室)	令和4年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
第98号議案 (介護保険課)	令和4年度岡崎市介護保険特別会計補正予算(第1号)
第99号議案 (庁舎車両管理課)	令和4年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算(第1号)
第100号議案 (市民病院総務課)	令和4年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算(第1号)
第101号議案 (市民病院総務課)	令和4年度岡崎市病院事業会計補正予算(第1号)
第102号議案 (上下水道局経営管理課)	令和4年度岡崎市水道事業会計補正予算(第1号)
第103号議案 (上下水道局経営管理課)	令和4年度岡崎市下水道事業会計補正予算(第1号)

(補正予算概要)

(単位:千円)

会計別	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	132,624,158	6,187,369	138,811,527
特別会計	68,694,521	1,135,661	69,830,182
企業会計	56,806,932	440,825	57,247,757
計	258,125,611	7,763,855	265,889,466

(一般会計)

歳入歳出予算款別補正額

(単位:千円)

款	歳入補正額	款	歳出補正額
16 国庫支出金	1,135,876	2 総務費	31,622
17 県支出金	2,178,016	3 民生費	595,521
18 財産収入	21,865	4 衛生費	4,451,196
19 寄附金	20,030	6 農林業費	109,882
20 繰入金	407,639	7 商工費	336,717
21 繰越金	2,355,205	8 土木費	192,160

22 諸 収 入	1,738	9 消 防 費	5,720
23 市 債	67,000	10 教 育 費	375,569
		11 災 害 復 旧 費	88,982
歳 入 合 計	6,187,369	歳 出 合 計	6,187,369

(単位：千円)

区 分	経 費 の 概 要		
総 務 費	政策企画推進支援委託料	13,343	
	オクオカ地域コミュニティ創出事業費補助金	11,000	
民 生 費	住民税均等割のみ課税世帯に対する生活応援金給付事業費	289,355	
	介護サービス確保対策事業費補助金	63,655	
	療養給付費負担金	155,135	
	認可外保育施設給食費軽減対策支援給付金	4,110	
	私立保育園給食費軽減対策支援給付金	16,597	
	衛生費	職員給与費等	83,314
衛 生 費	新型コロナウイルス感染症行政検査委託料	308,714	
	自宅療養者配食サービス委託料	171,000	
	新型コロナウイルス感染症自宅療養者サポートセンター運営委託料	1,068,138	
	新型コロナウイルス感染症自宅療養者医療体制確保協力金	1,005,004	
	新型コロナウイルス感染症回復患者転院受入協力金	12,900	
	感染症医療扶助費	100,000	
	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	815,836	
	医薬材料費（新型コロナウイルス感染症検査用品）	68,948	
	水道事業会計補助金	546,779	
	宅配ボックス購入費補助金	7,500	
	消耗品費（ごみ処理施設管理運営事業）	152,875	
	農 林 業 費	米生産者支援委託料	5,841
		施設園芸用燃油価格高騰対策支援金	5,395
配合飼料価格高騰対策支援金		46,299	
森林信託活用調査委託料		9,900	
市産材調達管理基金積立金		20,000	
商 工 費	中小企業事業資金保証料補助金	80,000	
	貸切バス事業者支援金	49,000	
	大河ドラマ活用委託料	173,025	
土 木 費	測量設計委託料（スマートインターチェンジ整備事業）	23,265	
	公共交通インフラ運行維持支援金	21,150	
	岡崎駅西口自転車等駐車場用地活用事業費	7,009	
	中央総合公園施設保全工事請負費	112,232	
	結婚新生活支援補助金	600	
消 防 費	機械器具購入費（外部給電器）	5,720	

教 育 費	継続契約集合支払特別会計繰出金（小中学校電気使用料）	105,743
	小学校校舎等特別整備工事請負費	82,500
	学校給食業務委託料	51,886
	文化芸術活動団体活動再開補助金	3,800
	まちなか文化芸術活動推進事業費	950
	国際スポーツ大会等推進委員会負担金	45,250
災 害 復 旧 費	岡崎城跡整備事業費	88,982

繰越明許費（追加）

（単位：千円）

事 業 名	金 額
公園施設保全事業（岡崎中央総合公園）	112,232
小学校附帯施設改修事業（緑丘小学校）	30,580

債務負担行為（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
大河ドラマ館展示物制作・設置に要する経費	令和5年度	37,000
パークアンドライド実施に要する経費	令和5年度	30,854

（特別会計）

（単位：千円）

会 計 名	補 正 額	経 費 の 概 要	
介 護 保 険	826,422	認知症カフェ運営費補助金	400
		介護給付費準備基金積立金	448,655
		介護給付費県負担金返還金	110,512
継続契約集合支払	266,486	光熱水費（電気使用料）	266,286

（企業会計）

（単位：千円）

会 計 名	補 正 額		経 費 の 概 要	
病 院 事 業	支出	197,891	電気使用料	84,081
			ガス使用料	88,810
			駐車場整備実施設計委託料	25,000
水 道 事 業	収入	1,918	水道料金	545,448
			一般会計補助金	546,779
	支出	214,114	電力料	211,256

同意（3件） 最終日提出

件名	概要	要
岡崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任について 同意第4号 (人事課)	島津達雄氏(3期)の任期満了(令和4年10月3日)に伴い、後任者を選任するもの	
岡崎市教育委員会の委員の任命について 同意第5号 (人事課)	上原三十三氏(1期)の任期満了(令和4年9月30日)に伴い、後任者を任命するもの	
岡崎市公平委員会の委員の選任について 同意第6号 (人事課)	中村孝弘氏(1期)の任期満了(令和4年9月30日)に伴い、後任者を選任するもの	

報告（9件） 8月23日発送

件名	概要	要
令和3年度岡崎市一般会計継続費精算報告書について 報告第27号 (財政課)	地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告	
令和3年度岡崎市土地開発基金の運用状況について 報告第28号 (行政経営課)	地方自治法第241条第5項の規定による報告	
株式会社岡崎さくら電力の経営状況について 報告第29号 (ゼロカーボンシティ推進課)	地方自治法第243条の3第2項の規定により提出するもの 市が2分の1以上出資する株式会社岡崎さくら電力の経営状況の報告	
損害賠償の額を定める専決処分について 報告第30号 (文化振興課)	日時 令和4年6月30日午前11時40分頃 場所 岡崎市羽根町字貴登野15番地の岡崎市シビックセンター内の愛知県土地家屋調査士会岡崎支部の事務所 内容 天井内部にあるエアコン室内機加湿用給水管の給水バルブから漏水し、当該事務所内のネットワークアタッチドストレージ、シュレッダー、封筒等を損傷する損害を与えた。 金額 148,411円(過失割合 市100%) 令和4年8月5日専決	

件名	概要
<p>損害賠償の額を定める専決処分について</p> <p>報告第31号 (こども育成課)</p>	<p>日時 令和4年6月8日午後4時頃 場所 岡崎市稲熊町字後田19番地7の岡崎市井田学区こどもの家の駐車場 内容 相手方自動車側溝の蓋に乗り上げた際、蓋が跳ね上がり、当該自動車のガソリンタンクを損傷する損害を与えた。 金額 116,102円(過失割合 市100%) 令和4年6月27日専決</p>
<p>損害賠償の額を定める専決処分について</p> <p>報告第32号 (保育課)</p>	<p>日時 令和4年6月30日午前11時30分頃 場所 岡崎市竜泉寺町字笹口5番地の岡崎市竜谷保育園の駐車場 内容 職員が草刈作業中に草刈機で跳ね飛ばした石が駐車中の相手方自動車に当たり、当該自動車の後部ガラス、左右テールレンズ及び内張りを損傷する損害を与えた。 金額 372,240円(過失割合 市100%) 令和4年7月25日専決</p>
<p>損害賠償の額を定める専決処分について</p> <p>報告第33号 (農務課)</p>	<p>日時 令和4年7月18日午後0時55分頃 場所 常滑市セントレア1丁目1番地の中部国際空港の駐車場 内容 物産展のため本市を訪れた関係者の送迎を終えて帰庁する公用自動車側溝の蓋に乗り上げた際、蓋が跳ね上がり、当該自動車のガソリンタンクを損傷する損害を与えた。 金額 17,000円(過失割合 市100%) 令和4年8月5日専決</p>
<p>訴えの提起に関する専決処分について</p> <p>報告第34号 (住宅計画課)</p>	<p>市営住宅等の明渡し及び使用料等の支払を求める訴えの提起をするもの</p> <p>令和4年8月2日専決</p>
<p>損害賠償の額を定める専決処分について</p> <p>報告第35号 (教委施設課)</p>	<p>日時 令和4年6月29日午前9時30分頃 場所 岡崎市中町字北野東20番地1の岡崎市立甲山中学校の駐車場 内容 職員が草刈作業中に草刈機で跳ね飛ばした石が駐車中の相手方自動車に当たり、当該自動車の右側面ドアパネル、ドアガラス等を損傷する損害を与えた。 金額 498,677円(過失割合 市100%) 令和4年8月12日専決</p>

報告（2件） 開会日発送

件名	概要
令和3年度岡崎市決算に係る健全化判断比率について 報告第36号 （財政課）	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告
令和3年度岡崎市公営企業決算に係る資金不足比率について 報告第37号 （財政課）	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告